

売却区分番号	広島局164-1		
見積価額	2,343,000円	公売保証金	250,000円
財産の表示	所在 広島県三次市三次町 地番 120番1 地目 雑種地 地積 160平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域（非線引き） 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 200% 宅地造成工事規制区域		
接道状況	公売財産は、北西側で幅員約10メートルの舗装県道に、北側で幅員約7.4～10メートルの舗装県道にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、北西側を間口として、間口約22メートル、奥行き約7メートルの不整形な画地で、地勢はほぼ平坦です。		
使用状況等	令和6年9月現在、利用されていません。		
住居表示等	広島県三次市三次町120番1		
最寄駅等	JR（西日本）芸備線「三次」駅から北東方へ道路距離で約1.7キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。</p> <p>名称、数量等は登記簿による表示です。</p> <p>土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。</p> <p>掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があるため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。</p> <p>土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</p> <p>個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。</p> <p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		

売却区分番号	広島局164-1		
見積価額	2,343,000円	公売保証金	250,000円
	この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」 を参照してください。		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。</p>		

売却区分番号

広島局164-1

【所在図】



広島国税局公売財産



©2022ZENRINC Co.,LTD.(Z15LC-第138号)

【所在図】



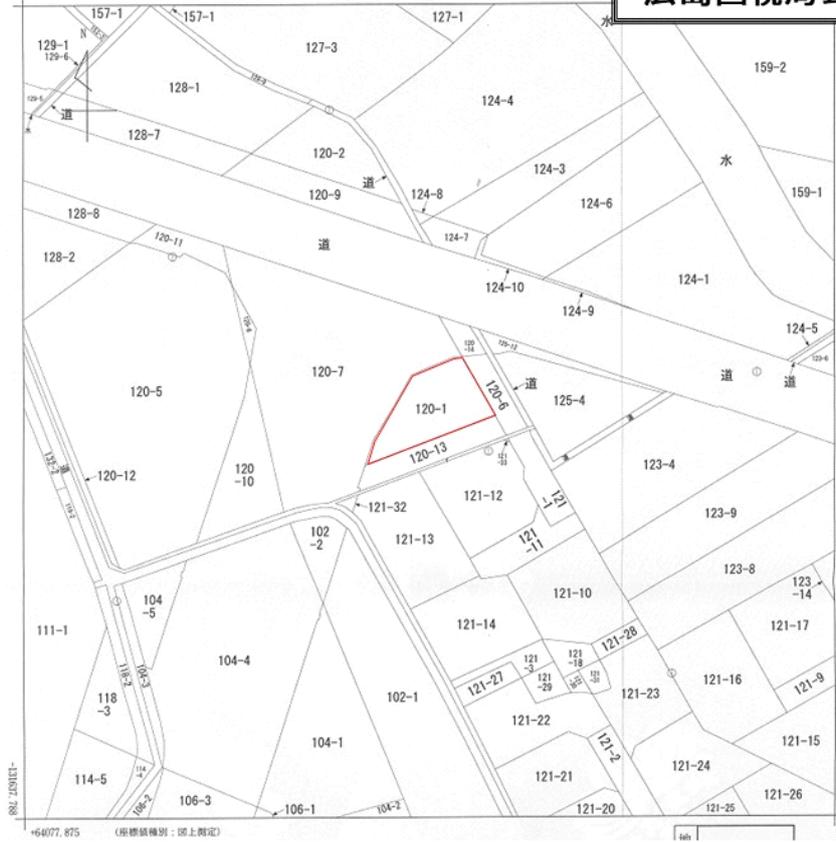
広島国税局公売財産



©2022ZENRINC Co.,LTD.(Z15LC-第138号)

【公図】

広島国税局公売財産



【地積測量図】

広島国税局公売財産

登記年月日：平成19年1月19日

1226137

① 120-1 / 2
② 120-1, -13
③ 120-1, -13
1/19/19

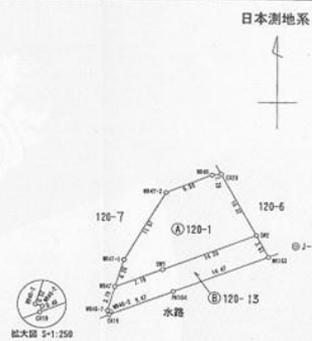
平成19年1月19日登記

地番 120-13
120-1
土地の所在 三次市三次町

土地所在図
地積測量図

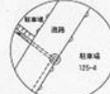
地番	①120-13				辺長
測点	X	Y	X-X	Y (X-X)	
WR47	-131922.589	64360.277	6.086	391686.4468220	7.18
SW1	-131920.001	64366.984	7.677	494145.3361880	14.20
SW2	-131914.892	64380.236	1.950	125541.4602000	3.61
TRC13	-131918.051	64380.593	-8.234	-330588.5294820	14.47
PK184	-131923.226	64366.480	-8.641	-560208.0356800	3.07
CR19	-131926.592	64355.444	-3.022	-194494.2397680	0.48
WR48-2	-131926.248	64356.624	0.609	38937.5737200	0.59
WR48-3	-131926.087	64356.120	3.729	232777.2468280	3.70
面積積				-163.6435620	
面積				81.7712810	
地積				81	m ²

地番	②120-1				辺長
測点	X	Y	X-X	Y (X-X)	
WR47-1	-131918.576	64361.577	13.368	649002.6075160	11.97
WR47-2	-131908.601	64367.443	12.592	610578.2095950	6.99
WR48	-131908.592	64373.933	3.729	176476.4611570	1.59
CR20	-131908.872	64376.219	-8.910	-571688.5012600	10.22
SW2	-131914.892	64380.236	-14.128	-202428.3544440	14.20
SW1	-131920.001	64366.984	-7.677	-494145.3361880	7.18
面積積				-320.9555080	
面積				160.4781540	
地積				160	m ²



◎TK-2 登記基準点TK-2 (金属標) φ50mm
三次市三次町11番1号

◎J-8 登記基準点J-8 (金属標) φ50mm
三次市三次町12番4号



△四等三角点三次市役所

△四等三角点郵便局

登記基準点	X	Y
TK-2	-131948.079	64315.138
J-8	-131916.412	64385.880

地図番号 三 51-4

登記基準点	視準点	傾角	距離
TK-2	J-8	0-09-09	71.45
	WR47	355-38-52	45.48
J-8	SW2	251-03-28	64.67
	TK-2	0-09-09	71.45
WR47	J-31-51	24.33	
	SW2	36-07-31	5.85

使用与点座標一覧表 (三角点)

点名 (三等)	X 座標	Y 座標
旗乃地 (三等)	-130824.89	63999.09
鹿野橋 (四等)	-132484.03	64300.45
三次市役所 (四等)	-132641.04	62903.07

売却区分番号

広島局164-1

広島国税局公売財産

令和6年9月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ 公売財産は土地のみです。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和6年9月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ 公売財産は土地のみです。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局164-1



売却区分番号

広島局164-1

